

番 号 : 150140
 国 名 : パラグアイ
 担当部署 : 人間開発部 保健第一グループ 保健第一チーム
 案件名 : プライマリーヘルスケア体制強化プロジェクト (IEC)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 情報・教育・コミュニケーション (IEC)
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2015年4月下旬から2015年7月中旬まで
- (2) 業務M/M : 国内 0.30M/M、現地 1.77M/M、合計 2.07M/M
- (3) 業務日数 :

準備期間	現地調査期間	整理期間
3日	53日	3日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 4月8日(12時まで)
- (4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は
 郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICA について>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」 (http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html)) をご覧ください。なお、JICA 本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 :
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
 - (2) 業務従事予定者の経験・能力等 :
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 16点
- (計100点)

類似業務	IECに係る各種業務
対象国/類似地域	パラグアイ/全途上国
語学の種類	西語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等 : 特になし
- (2) 必要予防接種 : なし

6. 業務の背景

パラグアイでは、5歳未満児死亡率は出生1,000対22（南米平均21）、妊産婦死亡率は出生10万対110（南米平均94）と、南米の中でも高くなっている（世銀, 2013年）。要因としては、未整備な地域保健行政、医療従事者の技術・知識不足、インフラ・医薬品不足、医療施設へのアクセス問題等が挙げられる。これに対し、2008年8月に誕生したルゴ政権は、保健医療政策である「生活の質と平等な健康に向けた公共政策」の中で、第1次保健医療サービスへのアクセス改善を優先政策の一つとして掲げた。これを受け、同国厚生省はプライマリーヘルスケア（以下PHC）総局を設置し、「家庭保健」の概念に基づき、地域の予防と治療を包括的に行うPHCの強化に取り組んでいる。

具体的には、貧困地域に人口3,500人から5,000人に1箇所の割合で、医師、看護師、助産師、准看護師各1名、保健推進員各3-5名程度からなる保健医療チーム「家族保健ユニット（Unidades de Salud de la Familia : USF）」を設置し、このUSFを中心に地域の保健医療サービス改善を図っている。しかしながら、PHC実施のための規程やプロトコル・マニュアル、県レベルでの実施体制が整備されていない、USFの人材への教育・訓練が十分ではない、USFと地域病院等を含めた保健医療サービス機関の中で救急対応やレファラルを含めた連携を行うための仕組みが整備されていない等の課題があり、この制度は十分に機能していない。このような状況を総合的に改善するために、パラグアイ政府は、カアグアス県を対象として、USFによって提供される地域保健サービスの強化及びその効果の実証を目的に我が国に技術協力の要請を行なった。

これを受けてJICAは、2011年5月に詳細計画策定調査を実施し、カアグアス県（保健省の行政区では、第5衛生行政区にあたる）において、USFを核とした保健医療サービス体制が整備されることを目標に、厚生省において保健医療サービス（USFを含む）におけるPHC体制が明確にされること、USFの活動地域で保健医療サービス機関及び行政機関の運営管理能力が向上すること、USFの能力が向上すること、県レベルにおける救急連絡体制が確立されることを成果として、2012年2月から2016年1月までパラグアイ国厚生省（カアグアス県衛生行政局を含む）をカウンターパート（C/P）機関として「パラグアイ国プライマリーヘルスケア体制強化プロジェクト」（以下「本プロジェクト」）を4年間の計画で実施中である。現在、同プロジェクトにはチーフアドバイザー、業務調整の長期専門家、組織強化・保健情報活用の短期専門家がそれぞれ派遣されている。

また、2014年3月～4月にIEC短期専門家が派遣され、5つのUSFの保健推進員を中心とした関係者を対象に①IEC/BCC(Information Education and Communication / Behavior Change Communication)研修と戦略策定、②プレゼン・ファシリテーション研修、③地域住民参加型啓発活動企画ワークショップの3つの研修が行われた。同年10月には同IEC短期専門家が3週間派遣され、第1グループ（5USF）の成果を取りまとめるとともに、同グループの第2回目の啓発活動ワークショップを開催、さらに第2グループ（8USF）に対するワークショップを開催し、合計13のUSFにおいて地域住民参加型のIEC活動が展開された。第2グループのワークショップ対象者として、保健推進員とともに医師または学士看護師も加わった。これらの活動により中央および第5衛生行政区においてトレーナーが育成され、住民参加型啓発活動のモデルが形成されつつある。

本専門家は、これまでのIEC専門家の成果を踏まえ、IECモデル化推進の活動を目的に派遣する。

7. 業務の内容

本業務従事者派遣の目的は以下の通り。

①活動の対象である5USF+8USFの住民参加型保健啓発活動の活動内容、成果、そして現場における実施・運営上の課題などを明らかにする。②地域住民参加型保健啓発活動企画ワークショップの研修教材（2014年3月・10月に派遣されたIEC専門家が作成）を改定し、全国普及用の教材パッケージと運営ガイドライン・マニュアルを取りまとめる。③第5衛生行政区IEC研修ファシリテーターと共に、2016年第5衛生行政区の活動計画への提案書（活動内容と予算計画）作成支援を行う。④プロジェクト成果の全国展開に向けて、IEC活動のモデル化を行い、パラグアイ厚生省に対する提言書として取りまとめる。⑤プロジェクトで予定している国際フォーラム（2015年9月下旬を予定）の企画・準備作業の支援を行う。また同フォーラムに向け、住民参加型保健啓発活動モデルの紹介プレゼンテーション作成を行う。

具体的な業務内容は以下のとおり。

(1) 国内準備期間 (2015年5月上旬)

- ① 本プロジェクトに係る報告書・関連資料を収集・分析し、JICA人間開発部、JICAパラグアイ事務所及び派遣中の専門家と活動方針・計画の詳細内容を確認・調整する。
- ② ワークプラン (和文・西文) を作成し、JICA人間開発部へ提出の上、説明する。

(2) 現地派遣期間 (2015年5月上旬～2015年6月下旬)

- ① 現地業務開始時にC/P機関であるパラグアイ厚生省、JICAパラグアイ事務所、プロジェクトにワークプランを提出し、業務計画の確認を行う。また、定期的にJICAパラグアイ事務所に対して進捗報告を行う。
- ② 厚生省プライマリーヘルスケア総局内プロジェクト事務所、第5衛生行政区などにおいてすでに収集されている第1グループ (5USF) および第2グループ (8USF) の活動に関わるデータを整理・分析し、啓発活動の効果を確認する。
- ③ 啓発活動を実施している5USF+8USFを訪問し啓発活動の現状 (具体的な活動内容、実施体制など) や成果 (対象者の知識や行動変容)、そして現場における実施・運営上の課題を確認する。
- ④ 厚生省のC/Pおよび第5衛生行政区IEC研修ファシリテーターと共に、二つのUSFグループにおける成果を確認するとともに、実施方法、運営管理などに関わる課題を分析し、本住民参加型保健啓発活動の今後の活用について議論する。
- ⑤ 地域住民参加型保健啓発活動企画ワークショップ (普及対象となるUSF関係者に対して実施するもの) の研修教材 (2014年3月・10月に派遣されたIEC専門家が作成) を改定し、全国普及用の教材パッケージと運営用ガイドライン・マニュアルを取りまとめる。
- ⑥ 第5衛生行政区IEC研修ファシリテーターと共に、2016年第5衛生行政区の活動計画への提案書 (活動内容と予算計画) 作成支援を行う。
- ⑦ プロジェクト成果の全国展開に向けて、IEC活動のモデル化を行い、パラグアイ厚生省に対する提言書として取りまとめる。
- ⑧ プロジェクトで予定している国際フォーラム (2015年9月下旬開催予定) の企画・準備作業の支援を行う。また同フォーラムに向け、住民参加型保健啓発活動モデルの紹介プレゼンテーション作成を行う。
- ⑨ 現地業務結果報告書 (西文) を作成しパラグアイ事務所、プロジェクト、C/P機関に提出する。

(3) 帰国後整理期間 (2015年6月下旬)

- ① 専門家業務完了報告書 (和文) を作成し、監督職員に報告する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は (3) 専門家業務完了報告書、(4) 技術協力成果品とする。

- (1) ワークプラン (和文1部・西文3部：人間開発部、パラグアイ事務所、プロジェクト、C/P機関)
現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容 (案) などを記載。
- (2) 現地業務結果報告書 (西文3部：パラグアイ事務所、プロジェクト、C/P機関)
記載項目は以下のとおり。
 - 1) 業務の具体的内容
 - 2) 業務の達成状況
- (3) 専門家業務完了報告書 (和文3部：人間開発部、パラグアイ事務所、プロジェクト)
記載項目は以下のとおり。
 - 1) 業務の具体的内容
 - 2) 業務の達成状況
 - 3) 業務実施上遭遇した課題とその対処

- 4) プロジェクト実施上での残された課題（各種研修教材の作成にかかわるもの）
- 5) その他
- (4) 技術協力成果品（西文4部：パラグアイ事務所、プロジェクト、C/P機関、人間開発部）
 - 1) 地域住民参加型保健啓発活動企画ワークショップの研修教材の改訂を通して取りまとめた、全国普及用の教材パッケージと運営用ガイドライン・マニュアル
体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）を参照願います。

留意点は以下のとおり。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。
- (2) 直接人件費単価
直接人件費単価については、2015年度単価を上限とします。
<http://www.jica.go.jp/announce/information/20150218.html>

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

現地派遣期間は5月2日（本邦出発）～6月23日（本邦帰国）を予定しますが、ある程度の日程調整は可能です。

②現地での業務体制

本業務に係る現地プロジェクトチームの構成は、以下のとおりです（本業務の現地作業期間に派遣されている専門家のみ記載しています）。

- ・チーフアドバイザー（長期派遣専門家）
- ・業務調整（長期派遣専門家）
- ・組織強化（コンサルタント）
- ・保健情報活用（コンサルタント）

③便宜供与内容

プロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎
あり
- イ) 宿舎手配
あり
- ウ) 車両借上げ
必要な移動に係る車両の提供（市外地域への移動を含む。）
- エ) 通訳備上
なし
- オ) 現地日程のアレンジ
プロジェクトチームが必要に応じアレンジします。
- カ) 執務スペースの提供
プロジェクトオフィスにおける執務スペース提供（ネット環境完備）

(2) 参考資料

- 1) 本業務に関する以下の資料を当機構人間開発部保健第一グループ保健第一チーム（TEL:03-5226-8358）に連絡の上、データにて配布いたします。
 - ・パラグアイ国プライマリーヘルスケア体制強化プロジェクト中間レビュー報告書（ドラフト）

- ・ PDM及びP0
 - ・ 2014年3月・10月に派遣されたIEC専門家が作成した報告書（研修教材含む）
- 2) 本業務に関する以下の資料が当機構図書館のウェブサイトで公開されています。
- ・ プロジェクト基本情報（ナレッジサイトトップ>プロジェクト情報>スキーム別&国別一覧>プロジェクト基本情報）
- <http://gwweb.jica.go.jp/km/ProjectView.nsf/11964ab4b26187f649256bf300087d03/5d97b7b4822a4f794925795e0079ef95?OpenDocument>

(3) その他

- ①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ②パラグアイ国内での作業においては、機構の安全管理措置を遵守するとともに、パラグアイ事務所の指示に従い、十分な安全対策措置を講じることとします。

以上